

別表様式第一 勞務資源調査簿記入心得

一、本調査簿は就職希望者、供出可能者に付夫々男女別に分ち各々を別冊とし整理するものとす

(調査簿標題の中夫々該當事項以外の文字を抹消し就職希望者(男)、就職希望者(女)、供出可能者(男)、供出可能者(女)の四種の區別を明瞭にし置くこと)

尙本調査簿の用紙の大きさは國定規格B5判とする

二、給源種別欄には就職希望者及勞務供出可能者を左記に依り夫々區分し記入すること尙記入に際しては夫々給源別(左記に依る)に例へば新規小學校卒業者は(イ)の如く記入すること

(イ) 新規小學校卒業者

本年三月に小學校を卒業し又は修了したる者の中未就職者若は家事従事者に付記入すること

(ロ) 新規中等學校卒業者

本年三月に男女中等學校を卒業し又は修了したる者の中未就職者若は家事従事者に付記入すること

(ハ) 物資動員關係等離職者

物資動員、消費節約、奢侈品製造販賣禁止等に因る事業の縮少又は廢止の爲に離職したる者又は離職の虞ある者に付記入すること

(ニ) 農村以外の未就業者(手助を含む)

都市に於ける未就業者或は家事従事者等に付記入すること

但し右に該當する者の内本年三月學校卒業者に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(ホ) 勞務節減可能なる業務よりの轉出者

軍需産業、生活必需品産業、運輸通信業等時局産業(大體青少年雇入制限令第三條第二號に於て指定された産業)以外の諸産業の従事者にして時局産業に轉出可能なる者に付記入すること

(ヘ) 女子無業者

未婚の女子にして現在他に就職せず若は家事の手傳を爲し居るに止まる者等の中就職可能と認めらるる者に付記入すること

(ト) 農村未就業者(手助を含む)及農業従事者

農村未就業者、若は單に手助程度の仕事に従事するに止まる者等の中就職可能なる者、又は現に農業に従事し居るも各種の勞力調整方法を講ずることに依り轉出可能なる者に付記入すること但し右に該當する者の中本年三月卒業したる兒童生徒に付ては夫々(イ)(ロ)に記入すること

(チ) 前各項の給源に該當せざるものを記入すること

三、年齢欄には數へ年を以て區分し記入すること

四、前職欄には前職のあるものは其の職業名を(數回轉職せる者に付ては最終に従事せる職業に依る)前職なき者は「ナシ」と記入すること

五、學歷欄には最終學歷を記入し小卒、高小卒、中退、中卒等に區分し記入すること

六、就職希望地欄中の隣接地、遠隔地の區分は大體縣内、縣外の區分に依ること

七、異動願末欄には本調査實施後に於て疾病、傷痍、應召、入營、移植民、就職其の他の事由に依り供出不可能と爲りたる者に付異動事由及當該異動事項を

生じたる年月日を記入し尙就職者に付ては當該者の番號欄に○印を失書し就職先、職業名、其の就職徑路を附記すること

(就職徑路は職業紹介所の紹介、營利職業紹介、縁故、募集、新聞廣告、其の他等に分類し記入すること)

昭和十四年十二月末現在の關東州戸口統計

昭和十四年十二月末現在の關東州人口並に大連、旅順兩市の人口は次の如く、關東州の總人口は明治三十八年末の三十七萬四千より明治四十年末には四十萬臺に、大正元年には五十萬臺に、昭和八年末には百萬臺に増大、昭和十四年末に於て百二十七萬を越ゆるに到つてゐる。

昭和十四年十二月末現在の關東州戸口統計

昭和十四年十二月末 前年末に比し増減

全戸數 二四三、七三六 (+) 八、一三一

總人口 一、二七三、五三六 (+) 四七、九五六

男 七三六、九三一 (+) 二五、六四二

女 五四六、五九五 (+) 二二、三二四

内地人 一九〇、一〇七 (H) 九四一八

朝鮮人 四、八二六 (H) 三三〇

滿洲人 一、〇七六、九〇八 (H) 三八、二九五

外國人 一、六八五 (H) 八七

又、民籍又は國籍別に男女人口の割合を見ると次の如くである。

總計 女百に付男 一三三・〇
内地人 〃 一一二・六
朝鮮人 〃 一一七・七

滿洲人 一三三、七二二
 外國人 九八、二二

尙、同じく昭和十四年十二月末現在の大連、旅順兩市の人口は次の如くである。

大連市

人 口 女百に付男

總 數 五七二、三三三 一七二・三

内、内地人 一六九、九五三 一二・四

朝鮮人 四、三五八 一二・六

滿洲人 三九六、三七一 二〇九・三

外國人 一、五五〇 一〇〇・五

旅順市

人 口 女百に付男

總 數 三三、二三五 一三八・九

内、内地人 一二、四九九 一〇九・七

朝鮮人 一四六 四七・五

滿洲人 二〇、五七六 一六二・二

外國人 一四 七五・〇

昭和十四年十二月末現在滿洲帝國

戸口統計

滿洲帝國政府の發表になる康徳六年(昭和十四年)十二月末現在の滿洲帝國戸口統計の中主要なる數字を掲ぐれば次の如くで、總人口四千萬突破も近きを思はしめる。

| | |
|-----------|-------------|
| 昭和十四年十二月末 | 前年末に比し増減 |
| 全戸數 | (+) 一三七、〇九六 |
| 總人口 | (+) 八三〇、三八六 |
| 内、男 | (+) 四七〇、三三六 |
| 内、女 | (+) 三六〇、〇五〇 |

女 一七、九三三、〇六九 (+) 三六〇、〇六〇
 内、滿洲人 三七、五八一、八三三 (+) 六〇二、三七八
 朝鮮人 一、二六二、二二七 (+) 一〇五、八一九
 内地人 六四二、三五六 (+) 一二〇、一六七
 外國人 六七、七二〇 (+) 二、〇三二

尙、康徳五年(昭和十三年)十二月末現在人口五萬以上の滿洲帝國主要都市人口を掲ぐれば次の如くである。

滿洲帝國主要都市、市街地人口

(昭和十三年十二月末現在)

| 都邑名 | 總人口 | 内、日本内地人 | 千人に付 |
|-------|---------|---------|------|
| 新京特別市 | 三七八、二四二 | 八二、二一七 | 二七・二 |
| 吉林省 | 一三一、一三三 | 一〇、九二五 | 八・三 |
| 扶餘 | 五五、〇一八 | 一五・八 | 二・八 |
| 齊齊哈爾 | 九七、四五五 | 九、五六〇 | 九・八 |
| 佳木斯市 | 七六、八一三 | 五、八五三 | 七・六 |
| 牡丹江市 | 一〇一、九三六 | 一四、九五一 | 一四・六 |
| 哈爾濱市 | 四六〇、二〇六 | 二八、二三八 | 六・四 |
| 雙城 | 五二、五五三 | 二〇〇 | 三・八 |
| 奉天市 | 八一〇、四六五 | 一〇〇、八二二 | 一二・四 |
| 撫順市 | 二二一、四三五 | 二七、九三四 | 一二・六 |
| 本溪湖 | 七〇、八五三 | 四、六八八 | 六・六 |
| 遼陽市 | 九二、五五八 | 五、一七五 | 五・五 |
| 鞍山市 | 一三七、一五四 | 三一、五四五 | 二二・〇 |
| 營口市 | 一五九、六六〇 | 五、五九九 | 三・五 |
| 鄭家屯 | 五〇、二〇九 | 九九一 | 一九・七 |
| 四平街 | 五六、一一二 | 七、〇三五 | 一二・四 |
| 錦州市 | 一〇八、二二〇 | 九、八九七 | 九・五 |

大獨逸の總人口

ポーランドの國家的崩壊と獨逸協定による其の勢力圏の決定後、獨逸は其の一部を獨逸領に編入すると共に行政區劃の變更をも行つたが、之に先立ち既に獨逸本國へ編入されたる舊ダンチヒ自由市と併せて獨逸は約一千萬の人口を加へ、ポーミア及びモラビアの兩保護領を除く總人口は約九千萬に達するに到つた。獨逸統計局の公表になる其の數字を掲ぐれば次の如くである。(Wirtschaft u. Statistik Nr. 12. 1940)

獨逸東部地方の新區劃別面積及人口

| 全 | 面積 (單位方里) | 人口 (口) |
|----------------|-----------|------------|
| 獨逸領となれる東部地方 | 六八、一六〇 | 八、九六六、〇〇〇 |
| 内、舊ダンチヒ自由市 | 一、八九三 | 一〇、〇三五、〇〇〇 |
| 舊波蘭領 | 九一、九七四 | 九、六二七、〇〇〇 |
| 獨逸領となれる地方 | 三八九、四三七 | 三二、一四三、〇〇〇 |
| 内、獨逸領となれる地方 | 一八八、一八五 | 二〇、二一九、〇〇〇 |
| 占領中の波蘭領 | 九五、六二五 | 一〇、五六五、〇〇〇 |
| スロバキア領となれる地方 | 五八六 | 二七、〇〇〇 |
| ソ聯邦勢力圏 | 二〇二、二五二 | 二一、九二四、〇〇〇 |
| 内、リトワニア領となれる部分 | 六、七〇四 | 四二六、〇〇〇 |

(1) ポーミア及モラビア(面積四八、九五九方里、人口約七百萬)を除く。(2) メーメル地方を除く舊獨逸領は一九三九年五月一七日の國勢調査(速報定住人口)、メーメル地方は編入人口、舊ダンチヒ自由市は一九二九年八月一八日の人口調査、舊ポーランドは一九三一年一月九日の人口調査、オイペン、マルメラー及びモレスネーは一九三〇年二月三十一日の人口調査に依る。